

欧州AI法 (EU AI Act) 改正「AI Omnibus」暫定合意の全容と日本企業への戦略的影響に関する包括的調査報告

Gemini 3.1 pro

1. 欧州AI規制における歴史的転換点と地政学的背景

令和8年(2026年)5月7日午前4時30分、徹夜の激しい三者協議(Trilogue)の末、欧州議会および欧州理事会は、欧州連合(EU)の包括的AI規制である「EU AI Act(人工知能法:規則(EU) 2024/1689)」の適用ルートを大幅に修正する「Digital Omnibus on AI(通称:AI Omnibus)」に関して暫定的な政治合意に達した¹。この合意は、当初令和8年(2026年)8月2日に迫っていた「高リスクAIシステム」に対する厳格なコンプライアンス義務の本格適用を前に、欧州全域の産業界から噴出していた実務上の懸念に対する抜本的な救済措置であり、欧州のイノベーション政策における重大な軌道修正を意味する。

EU AI Actは、世界初の包括的なリスクベースのAI法として令和6年(2024年)8月1日に発効し、段階的な適用開始が予定されていた⁴。しかしながら、法律の枠組みが先行する一方で、高リスクAIに求められる要件を満たすために不可欠な整合規格(Harmonised Standards)の策定プロセスは著しく遅延し、さらに各国における適合性評価機関(Conformity Assessment Bodies)や所管官庁の指定も滞っていた¹。この結果、企業側が合法的に市場へAIシステムを投入するための実務的・行政的インフラが決定的に不足しているという構造的欠陥が露呈することとなった¹。欧州委員会が令和7年(2025年)11月19日に本改正案を提示した背景には、このまま令和8年(2026年)8月の期限を強行すれば、遵守の意思を持つ企業であっても合法的なコンプライアンス経路を見出せず、欧州市場からの撤退を余儀なくされるという深刻な危機感があった¹。

さらに、この制度的危機は、欧州のテクノロジー競争力に対する地政学的な焦燥感と深く結びついている。マリオ・ドラギ前欧州中央銀行総裁が主導した欧州の競争力に関する報告書(Draghi Report)が指摘するように、欧州のAIスタートアップが獲得する世界のAI資金はわずか6%にとどまり、米国の61%に対して圧倒的な遅れをとっている⁷。世界のAI計算能力の74%を米国が握り、EUのシェアが推定5%に低迷する中、過度な規制の複雑化は「ガバナンス」ではなく「戦略的な自傷行為」になりかねないという強い懸念が産業界から提起されていた⁷。AI Omnibusは、このような欧州の競争力低下に対する危機感を背景に、EUが掲げる「基本的人権と安全の保護」という理念と、「イノベーションと経済成長の促進」という現実的な要求を再調整(リキャリブレーション)するための妥協の産物である⁷。

2. AI Omnibusによるコンプライアンス・マイルストーンの再構築

AI Omnibusの最大の焦点は、産業界にとって事実上達成不可能となっていた高リスクAIシステムの

コンプライアンス要件に対するスケジュールの全面的な再編である。この合意は、リスク分類のアーキテクチャそのものを破棄するものではないものの、適用開始のフェーズを技術的・行政的インフラの成熟度に適合させるための現実的な延長措置を提供する。

規制カテゴリ	当初の適用期限	AI Omnibusによる新期限	対象となる主なAIシステムおよび要件
透明性義務・電子透かし(第50条)	2026年8月2日	2026年12月2日	AI生成コンテンツのラベリング、機械可読な透かし付与(※市場投入済みのシステムに対する4ヶ月の猶予措置)
新たな禁止事項(第5条の拡張)	(新設)	2026年12月2日	児童の性的虐待コンテンツ(CSAM)や非同意の親密な画像(NCII)を生成するディープフェイク・ニューディファイア
加盟国による規制サンドボックスの設立	2026年8月2日	2027年8月2日	各EU加盟国が最低1つの国家レベルのAI規制サンドボックスを運用開始する義務
単独の高リスクAIシステム(Annex III)	2026年8月2日	2027年12月2日	生体認証、重要インフラ管理、教育・職業訓練、雇用・人事評価、法執行、与信評価等
規制対象製品に組み込まれたAI(Annex I)	2027年8月2日	2028年8月2日	医療機器、産業用機械(ただし別枠で適用除外)、玩具、エレベーター等に安全コンポーネント

			として組み込まれるAI
--	--	--	-------------

当初の欧州委員会の提案では、整合規格の準備状況に連動して適用期限を決定するという流動的なアプローチが検討されていたが、最終的な三者協議において市場に対する予測可能性を担保するために「固定の日付」へと落ち着いたことは、企業の事業計画において極めて重要な意味を持つ¹¹。

Annex IIIに分類される単独の高リスクAIシステムについては、16ヶ月の延長措置が講じられ、令和9年(2027年)12月2日が新たなコンプライアンス期限として設定された¹。これには、採用プラットフォーム、従業員のパフォーマンス監視、生体認証による推論、重要インフラの運用、信用スコアリングなど、人々の生活に直接的な影響を与えるシステムが広範に含まれる¹。また、既存の製品安全法令(EU harmonisation laws)の対象となる製品に安全コンポーネントとして組み込まれるAnnex IのAIシステムについては、当初の令和9年(2027年)8月2日からさらに1年延期され、令和10年(2028年)8月2日からの適用となった¹⁰。

この延期措置は企業にとって大きな安堵をもたらす一方で、欧州委員会や規制当局からの「延期されたからといって準備を止めてはならない」という強烈的な警告でもある。適合性評価(Conformity Assessment)において要求されるライフサイクル全体にわたるリスク管理システム(第9条)の構築、学習データのガバナンス確立、人間による監視体制の設計、そして膨大な技術文書の作成には、組織の抜本的な変革と長期間の準備が不可欠である¹⁶。法的拘束力を持つ期限が令和9年(2027年)にシフトしたとはいえ、実質的なコンプライアンス体制の構築は令和8年(2026年)の段階から継続して推進しなければ、監査に対応することは不可能であるという分析が支配的である¹⁶。

3. ディープフェイク規制の前倒しと透明性義務の緊迫化

高リスクAIの適用要件が大幅に延期された一方で、AI Omnibusは基本的人権の侵害に直結する特定のAIアプリケーションに対しては、むしろ規制の網を強め、適用時期を緊迫化させている。

3.1. 「ヌーディファイア」およびCSAMの全面禁止(新設)

本合意における最も顕著で、かつ政治的な意志が強く反映された追加要素が、第5条に規定される「禁止されるAIプラクティス(Prohibited AI practices)」の拡張である。AI Omnibusにおいて新たに、同意のない性的コンテンツや親密な画像(NCII: Non-Consensual Intimate Imagery)、いわゆる「ヌーディファイア・アプリ(服を透かして見る、あるいは裸の画像を生成するAI)」、および児童の性的虐待コンテンツ(CSAM)を生成することを主目的とするAIシステムの市場投入、提供、および利用が欧州全域で全面禁止された¹⁰。

この措置は、テクノロジーの進化がもたらす新たな形態の暴力に対して、EUが単なるビジネスリスクの管理にとどまらず、個人(特に女性や児童)の尊厳保護を最優先するという強い宣言である¹⁰。欧州議会(特にRenew Europeグループ等)の強力な主導により最終段階の三者協議で挿入されたこの規定は、令和8年(2026年)12月2日という直近の期限から適用が開始される¹³。プラットフォームや基盤モデルの提供者は、自社のシステムがこれらの違法コンテンツの生成に悪用されないた

めの「合理的かつ効果的なセーフガード」を市場投入前に実装する法的義務を負うことになり、影響を受ける企業はシステムを直ちに改修するか市場から取り下げるかの決断を迫られる¹⁰。

3.2. 透明性義務と電子透かしに関するショート・ディレイ

生成AIに対する透明性義務(第50条)のスケジュールについても、産業界の期待に反して極めて厳格な姿勢が維持された。AIによって生成または操作されたコンテンツ(画像、音声、動画、テキストなど)が機械可読な形式で「AI生成である」と検出・追跡可能になるようマーキング(電子透かし: Watermarking等)を施す義務は、当初令和8年(2026年)8月2日に発効する予定であった¹⁵。

理事会等の事前の提案ではこの義務の適用を6ヶ月程度延期する案も存在したが、最終的な政治合意においては、わずか4ヶ月の延期となる令和8年(2026年)12月2日が期限とされた²。さらに専門家の分析によれば、この短い猶予(Grace period)は令和8年(2026年)8月2日時点で「すでに市場に置かれているシステム」に対してのみ適用され、それ以降に新規投入される生成AIシステムには当初の8月期限がそのまま適用される可能性が高いことが示唆されている¹²。生成AIの開発者およびデプロイヤー(利用者)は、猶予期間の短さを直視し、現在策定が進められている透明性に関する実践規範(Code of Practice)に準拠した技術的実装を急がなければならない²²。

4. 産業セクター別の明暗: 機械規則と医療機器規則における二重規制の排除

AI Omnibusの交渉過程において産業界から最も激しいロビー活動が展開され、最大の難航要因となったのが、「既存のセクター別製品安全規制」と「AI法」の間で生じる二重規制(Double Regulation)の排除である。この問題に対する政治合意の結末は、セクターによって明確な明暗を分け、日本の製造業に決定的な影響を与える構造となっている。

4.1. 機械産業における画期的な適用除外(Carve-out)

日本の強みである産業用ロボット、工作機械、ファクトリーオートメーション(FA)等の分野において、今回の合意は歴史的なブレイクスルーをもたらした。従来のAI法の枠組みでは、産業用機械に組み込まれたAI(Annex I対象)は、既存の「機械規則(Machinery Regulation (EU) 2023/1230)」による安全認証と、AI法に基づく厳格な第三者適合性評価の二重の認証プロセス(Double Conformity Assessment)を通過しなければならない状態にあった²⁵。業界団体は、重複し、時には矛盾する要件によって新製品の市場投入が絶望的な法的なリンボ(宙吊り状態)に陥ると猛反発していた²⁵。

AI Omnibusの政治合意により、機械規則の対象となる製品は、AI法の「直接的な適用」から完全に除外される(Carve-out)こととなった⁹。この妥協案に基づき、欧州委員会は機械規則の枠組み内で「委任録(Delegated Acts)」を新たに採択し、AI法に相当する健康および安全の要件を直接的に機械の安全基準へと組み込む方針を採用した¹⁵。これにより、機械メーカーは単一のコンプライアンス・パスウェイ(機械規則に基づく評価)に従うだけで合法的に製品を市場投入することが可能となる。

さらに、AI法における「安全コンポーネント(Safety Component)」の定義自体が厳格化(絞り込み)された点も特筆に値する¹⁵。従来の広範な定義では、単にユーザーの操作を支援したり、機械のエネルギー効率を最適化するだけのAI機能までが高リスクとみなされる懸念があった。新たな定義の下

では、その機能の故障や誤動作が直ちに人間の健康や安全に対するリスクを生じさせない限り、自動的に高リスクAIとは分類されなくなる¹⁹。この措置は、AIによる高度化を進める日本のスマート製造装置が、不必要に高リスク分類の泥沼に巻き込まれるのを防ぐ画期的なセーフガードとして機能する。

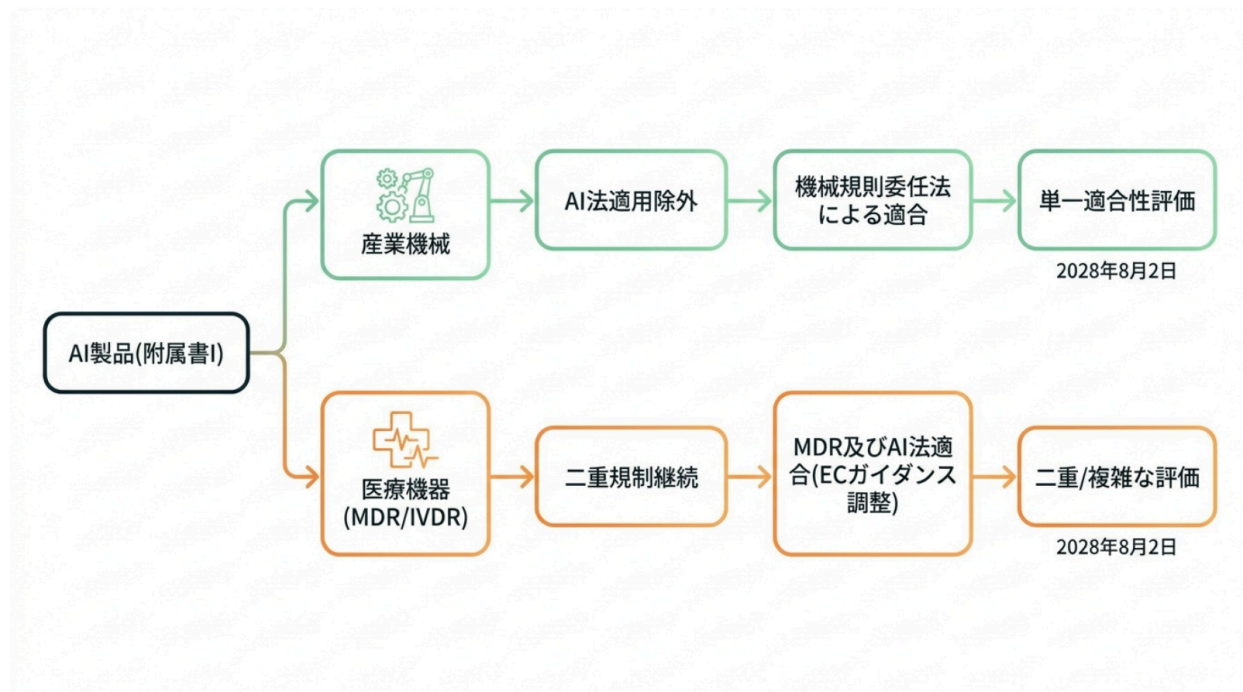
4.2. 医療機器セクターにおける重複規制の残存

機械セクターが全面的な特例を勝ち取った一方で、医療機器 (Medical Devices Regulation: MDR) や体外診断用医療機器 (IVDR)、無線機器 (RED) のセクターについては、この適用除外の恩恵から完全に漏れる結果となった²⁶。

デジタル産業団体 (DIGITALEUROPE) をはじめとする業界組織は、この決定を「イノベーションに対する機会損失」として強く批判している。同団体の分析によれば、二重の適合性評価が残存することで、一般的なSME (中小企業) において初年度最大60万ユーロ (約9600万円) にも上る重複したコンプライアンスコストが発生するという²⁶。欧州の医療技術 (MedTech) 企業の95%がSMEやスタートアップであることを踏まえると、医療機器としての認証プロセスとAI法に基づくコンプライアンスの両方を満たさなければならない現状は、欧州市場へのAI医療機器投入を深刻に遅らせる要因となる²⁶。

ただし、AI Omnibusは完全な放置を決定したわけではなく、新たな調整メカニズム (第2条(13)等) を導入している。セクター別の法令がAI法と同等またはそれ以上の基本的人権および安全性の保護レベルを提供している場合、欧州委員会が実施規則 (Implementing acts) を通じてAI法の適用を部分的に制限し、要件の重複を最小化するための指針を提供することが義務付けられた¹⁵。とはいえ、ソフトウェアとしての医療機器 (AI-as-a-Medical-Device: SaMD) 等を展開する企業は、令和10年 (2028年) の適用開始に向けて、依然として二重の規制要件を統合的にクリアする複雑な対応を迫られ続けることとなる。

セクター別AIコンプライアンス・パスウェイ：機械規則と医療機器の運命の分岐



AI Omnibusにより、産業用機械はAI法の直接適用から除外され、機械規則内の委任録による単一評価へと統合された。一方、医療機器は依然としてMDRとAI法双方の要件を満たす必要があり、二重規制の負担が残存している。

5. 企業規模への配慮とイノベーション保護の新たな枠組み

EUはAI法の厳格な要件が域内のイノベーションの芽を摘むという批判に対し、企業規模に応じた規制の柔軟性を高める新たな仕組みを導入している。この措置は、AI産業における欧州の競争力(特に急速に成長する中規模企業群の保護)を維持するための防波堤として機能する。

5.1. スモール・ミッドキャップ (SMC) 概念の導入と適用緩和

これまでのEU法制において、規制緩和の対象は主に中小企業 (SMEs: Micro, Small and Medium-sized Enterprises) に限られていた。しかし、AI Omnibusは企業の成長を阻害する「崖 (Cliff edge)」をなくすため、新たに「小規模中堅企業 (Small Mid-cap Enterprises: SMCs)」というカテゴリを法的に定義し、SME向けの各種規制緩和措置をこの層にまで拡張した⁴。

AI OmnibusにおけるSMCの要件は以下のように規定されている²²：

1. 既にSME(中小企業: 従業員250名未満等)の定義を超過していること
2. 従業員数が750名未満であること
3. 年間売上高が1億5,000万ユーロ(約240億円)以下、または年間貸借対照表総額が1億

2,900万ユーロ以下であること

このSMCに該当する企業は、EU域外の企業であってもEU市場にAIシステムを提供する限り恩恵を受けられると解される。具体的には、適合性評価機関(Notified Bodies)が受理を義務付けられる「簡素化された技術文書テンプレート」の利用が認められるほか、組織の規模や能力に応じた比例原則に基づく品質管理システム(QMS)の適用、違反時の制裁金の上限に関する個別配慮など、コンプライアンスにかかる莫大な初期コストや管理の摩擦を大幅に低減することが可能となる¹⁵。

5.2. サンドボックス制度の拡充とAIオフィスの権限強化

革新的なAI技術を安全な環境で実証テストするための「AI規制サンドボックス」の整備スケジュールも再編された。加盟国に対して義務付けられている国レベルのサンドボックス設立期限は、当初の令和8年(2026年)8月2日から1年間延期され、令和9年(2027年)8月2日となった²²。これと並行して、EUレベルのサンドボックスが「AIオフィス(AI Office)」の直接運営により新設され、前述のSMEやSMCが優先的にアクセスできる環境が整備される²²。

さらに、AI Omnibusは規制の断片化を防ぐため、欧州委員会の内部組織であるAIオフィスの執行・監督権限を大幅に強化した。同一プロバイダーによって開発された汎用AI(GPAI)モデルに基づくシステムや、デジタルサービス法(DSA)で指定される「超大型オンラインプラットフォーム(VLOPs)」および「超大型オンライン検索エンジン(VLOSEs)」に組み込まれた高影響度のAIシステムに対する監督権限を、各国の規制当局から切り離し、AIオフィスに独占的に集中させている²²。これにより、巨大テクノロジー企業に対するEUの法執行はより迅速かつ一元的に行われることとなる。

6. GDPRとの交錯：データ保護とバイアス修正のジレンマの解消

AI開発者が直面していた最も深刻な法的矛盾の一つが、EU一般データ保護規則(GDPR)とAI法との間の「データ処理のジレンマ」であった。AIモデルに内包される人種、宗教、性的指向などに関するバイアス(偏見)を検出し、修正するためには、皮肉なことにそれらのセンシティブなデータ(GDPRにおける「特別な種類の個人データ: Special-category data」)を直接処理する必要がある。しかし、GDPRは原則としてこれらのデータの処理を厳格に禁止している。

AI Omnibusは、この矛盾を解消するための法的な架け橋を提供した。改正案では、AIシステムのプロバイダーおよびデプロイヤーに対し、バイアスの検出と修正の目的に「厳密に必要(Strict necessity)」である場合に限り、GDPR上の法的根拠を拡張して特別カテゴリーの個人データの処理を許可することを決定した²²。この特例は、当初高リスクAIシステムのみ限定されていたものを、非高リスクを含む全てのAIシステムへと拡大した点で極めて重要である³。

ただし、この例外措置の適用には、合成データ(Synthetic data)などの代替手段の利用が不可能であるという「補完性原則」を満たす必要があり、仮名化(Pseudonymization)の徹底、厳格なアクセス制御、外部へのデータ共有の禁止、そして適時のデータ削除といった強固なセーフガードの実施が法的義務として課される¹⁵。市民社会からは、この権限拡大が基本的人権の侵害リスクを高めるとの懸念が示されたものの、欧州議会は「AIにおけるバイアスの緩和は、個人データ保護と同等に重

要な正当な公共の利益を構成する」と認定し、この措置を承認した³。

この変更は、日本企業にとっても実務上の大きな転換点を意味する。EUで事業を展開する企業は、個人データの取り扱いに関するGDPRの「データ保護影響評価(DPIA)」と、AI法が求める「基本的人権影響評価(FRIA: Fundamental Rights Impact Assessment)」という二重の評価プロセスに直面している³²。AI Omnibusによる特例的データ処理の許可と高リスクAI適用の延期(令和9年/2027年12月)により、企業はこの二つの評価フレームワークを組織内で統合し、「統合的コンプライアンス実務(New Compliance Practices for Intersecting Digital Regulations)」を社内システムに組み込むための決定的な猶予期間を得たことになる³²。

7. 日欧のAI規制アプローチの非対称性と域外適用

AI Omnibusによる規制の再設計はEU市場内の問題にとどまらず、グローバルなサプライチェーンを通じて日本企業に直接的な影響を及ぼす。EU AI Actは、EU市場内でAIシステムを提供する、あるいはその出力結果がEU内で使用されるすべての企業に適用されるという「強力な域外適用(Extraterritorial reach)」の性質を有しているためである³⁴。日本企業が最も警戒すべきは、日本国内の規制アプローチとEUのそれとの決定的な「哲学と執行力」の非対称性である。

令和7年(2025年)5月28日に可決され、9月1日に完全施行された日本の「AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI推進法)」は、その名の通りイノベーションの促進を第一義とし、自主的な企業努力とガイドラインに基づく「ソフトロー・アプローチ」を採用している³⁴。この法律は、国家戦略としてのAI推進体制を構築する一方で、企業活動を萎縮させないように、特定の刑事罰や行政的な制裁金(行政罰)を直接的には設けていない³⁴。

これと対照的に、EU AI Actは基本的人権と安全性の担保を目的とする厳格な「ハードロー」である。重大な違反が発生した場合、世界全体の年間売上高の最大7%(または3500万ユーロのいずれか高い方)という天文学的な制裁金が課されるリスクがあり、市場からの製品撤去や是正措置の命令を伴う³⁵。

日欧AI規制の非対称性：イノベーション推進（日）と基本的人権・罰則（EU）の対立

比較項目	日本 (AI推進法 / ソフトロー)	欧州連合 (EU) (EU AI法 / ハードロー)
基本理念 (Core Philosophy)	イノベーションの促進、AI開発の推進、倫理的利用を目的とする枠組み。 広い原則を定めるソフトローを中心とし、効率性と社会貢献のためのツールとしてAIを捉える。	基本的人権への懸念、倫理的配慮、安全性リスクの対応に基づく枠組み。 法的執行力を伴う拘束力のあるハードロー。
罰則と制裁 (Penalties & Sanctions)	直接的な罰金なし。 ※制裁は個人情報保護法（APPI）などの既存法違反に基づく行政命令や民事責任のみ。	重大な行政罰則。 最大3,500万ユーロ、または全世界年間売上高の一定割合に達する制裁金、是正措置、および市場からの撤退命令。
域外適用 (Extraterritorial Reach)	明示的な域外適用規定なし。 ※ただし、日本市場で事業活動を行う外国企業は、事実上対象となる可能性がある。	広範な適用あり。 AIシステムがEU市場、またはEU内の個人に影響を与える場合、域外の事業者にも適用される。
実務への影響 (Practical Impact)	初期の摩擦は少なく、 社内ガバナンスと自主的な対応への重点が置かれる。 企業の自発的なイニシアチブ強化が求められる。	高い初期コンプライアンスコストと市場投入までの期間の長期化を伴う。 ただし、規制の確実性は高い。

日本のAI推進法がソフトローと企業の自主的ガバナンスに依存する一方、EU AI Actは巨額の制裁金を伴うハードローである。EUの域外適用により、日本企業は国内基準ではなく、より厳格なEU基準に基づくコンプライアンス体制の構築を迫られる。

データソース: [Innovation Law](#), [Global Relay](#), [Araki International Law](#), [Future of Privacy Forum](#)

日欧間で「EU・日本デジタル・パートナーシップ」を通じたデータ流通やAIガバナンスにおける研究連

携、相互運用性の向上に向けた対話が進んでいるものの³⁹、規制のエンフォースメント(執行体制)における深刻な乖離は依然として存在する。日本国内における「性善説・企業努力ベース」の感覚のままEU市場(あるいはEU市民のデータ)を取り扱うことは、企業にとって致命的な経営リスクとなる。域外適用の網羅性を考慮すれば、日本企業はグローバルな事業展開において、必然的に最も厳格なEU基準(ブリュッセル効果)に合わせたAIガバナンス体制を構築せざるを得ないのが現実である。

8. 結論: 日本企業に向けた戦略的インプリケーションとアクションプラン

AI Omnibusの暫定合意は、EUが「ルールメイキングの覇権」を維持しつつも、産業界の現実的なインフラ不足と米国・中国に対するAI開発競争の劣勢に配慮した「戦略的再構築」である。高リスクAIの適用時期が令和9年(2027年)末から令和10年(2028年)へとずれ込んだことは、対応が遅れていた日本企業にとって「最後かつ唯一の恩赦期間(猶予)」となる⁴⁰。

しかし、この延長を「規制の形骸化」と誤認してはならない。この状況下において、日本企業の経営陣および法務・コンプライアンス部門が直ちに講じるべきアクションプランは以下の3点に集約される。

第一に、適用期限のシフトを正確に反映したロードマップの再策定である。高リスクAIの適用は延期されたが、ディープフェイクや非同意の性的画像生成等の「禁止措置」および生成AIに対する「透明性義務(電子透かし等)」は、わずか数ヶ月後の令和8年(2026年)12月2日に施行される¹³。特に、生成AI機能を用いたB2Cサービスを展開する企業や、社内システムに外部の基盤モデルを統合している企業は、今年末までにコンテンツのラベリングやウォーターマークの技術的実装を完了させなければならない。この透明性義務に関するショート・ディレイは一瞬で終わるため、猶予はない。

第二に、**GDPRとAI Act**を統合した「**AI・データガバナンス評価基盤**」の構築である。EU市場で活動する企業は、個人データの取り扱い(GDPR)とAIのリスク管理(AI Act)を別々の部門でサイロ化して対応する体制を即座に解消すべきである。データ保護影響評価(DPIA)と基本的人権影響評価(FRIA)のプロセスを合理化し、バイアス検出のための特例的なデータ処理を合法的に行うためのセーフガード(仮名化、厳密なアクセス制御と監査ログ)を、ITシステムレベルで組み込むアーキテクチャの設計が急務となる²²。

第三に、サプライチェーン全体の精査と**SMC**(小規模中堅企業)特例の戦略的活用である。日本の製造業(特に産業用機械やロボティクスメーカー)は、AI Omnibusによってもたらされた機械規則への「適用除外(Carve-out)」の恩恵を最大限に引き出すため、自社製品に組み込まれたAI機能が新たな「安全コンポーネント」の定義にどう合致するかの法的・技術的解釈を早期に確定させるべきである¹⁵。また、自社の欧州法人が新設された「SMC」の要件(従業員750名未満、売上高1億5000万ユーロ以下等)を満たすかどうかの財務的アセスメントを実施することが推奨される。もし適用されるならば、簡素化された技術文書やQMSの免除を積極的に活用し、重厚長大なコンプライアンス要件に苦しむ他社を尻目に、身軽かつ迅速にEU市場でのシェアを拡大する攻めの戦略への転換が可能となる。

結論として、EUのAI Omnibus合意は「複雑な規制からの逃避」ではなく、「実行可能で持続的な規制執行体制への移行」に他ならない。日本企業は、国内のソフトロー環境に安住することなく、この貴重な猶予期間を利用してEUハードローの監査に耐えうる強靱な「統合型AIガバナンス体制」を構築

することが、今後のグローバル市場における競争力を左右する絶対条件となる。

引用文献

1. EU Parliament and Council of EU Provisionally Agree on Amendments to EU AI Act (via Passle), 5月 13, 2026にアクセス、
<https://ourtake.bakerbotts.com/post/102msbv/eu-parliament-and-council-of-eu-provisionally-agree-on-amendments-to-eu-ai-act>
2. EU agrees to amend AI Act, clarifies overlap with machinery rules | IAPP, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://iapp.org/news/a/eu-agrees-to-amend-ai-act-clarifies-overlap-with-machinery-rules>
3. What the EU AI Omnibus Deal Changes for the AI Act and What Lies Ahead, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.techpolicy.press/what-the-eu-ai-omnibus-deal-changes-for-the-ai-act-and-what-lies-ahead/>
4. 7322/26 1 Council of the European Union Delegations will find in the Annex the text of the mandate for negotiations with the Eu, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7322-2026-INIT/en/pdf>
5. Provisional agreement reached on the Digital Omnibus on AI - DETE - Department of Enterprise, Tourism and Employment, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://enterprise.gov.ie/en/news-and-events/department-news/2026/may/20260507.html>
6. The Digital AI Omnibus: Proposed deferral of high risk AI obligations under the AI Act, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://knowledge.dlapiper.com/dlapiperknowledge/globalemploymentlatestdevelopments/2026/The-Digital-AI-Omnibus-Proposed-deferral-of-high-risk-AI-obligations-under-the-AI-Act>
7. Meta's Response to the European Commission's Digital Fitness Check Public Consultation - Lobbyregister, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.lobbyregister.bundestag.de/media/ac/de/717909/Stellungnahme-Gutachten-SG2603310072.pdf>
8. EU agrees to simplify AI rules to boost innovation and ban 'nudification' apps to protect citizens - European Commission, 5月 13, 2026にアクセス、
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1024
9. EU AI Act Undergoes Significant Changes, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.jdsupra.com/legalnews/eu-ai-act-undergoes-significant-changes-3125602/>
10. New Omnibus Agreement: How the EU AI Act changes - Dastra, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.dastra.eu/en/blog/simpler-safer-stricter-where-it-counts-inside-the-eu-ai-omnibus-deal/60025>
11. Rules on 'high-risk' AI to be delayed under EU 'omnibus' deal - Pinsent Masons, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/rules-high-risk-ai-delayed-under->

[eu-omnibus-deal](#)

12. Digital Omnibus on AI: EU institutions reach provisional agreement | Secondary Sources | National, 5月 13, 2026にアクセス、
[https://today.westlaw.com/Document/I42e05c1c4d2311f19db9e362354b8d56/View/FullText.html?transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://today.westlaw.com/Document/I42e05c1c4d2311f19db9e362354b8d56/View/FullText.html?transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))
13. Digital Omnibus on AI Provisional Agreement Reached at the May ..., 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.twobirds.com/en/insights/2026/digital-omnibus-on-ai-provisional-agreement-reached-at-the-may-trilogue>
14. EU agrees to delay key AI Act compliance deadlines, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.traverssmith.com/knowledge/knowledge-container/eu-agrees-to-delay-key-ai-act-compliance-deadlines/>
15. The EU Digital Omnibus on AI – What the political deal means - Taylor Wessing, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2026/05/the-eu-digital-omnibus-on-ai-what-the-political-deal-means>
16. The EU AI Act: What Energy Executives Should Know Before August 2026 - Baker Botts, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.bakerbotts.com/thought-leadership/publications/2026/march/the-eu-ai-act>
17. EU AI Act Compliance: How to Prepare for 2026, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://securityboulevard.com/2026/05/eu-ai-act-compliance-how-to-prepare-for-2026/>
18. Provisional agreement reached on AI Omnibus package to amend EU AI Act, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.simmons-simmons.com/en/publications/cmoveo6ke00icuxskpqueb0od/ai-omnibus-update>
19. AI Act: deal on simplification measures, ban on “nudifier” apps | News | European Parliament, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20260427IPR42011/ai-act-deal-on-simplification-measures-ban-on-nudifier-apps>
20. EU legislators agree to delay for high-risk AI rules, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.hoganlovells.com/en/publications/eu-legislators-agree-to-delay-for-highrisk-ai-rules>
21. AI Omnibus deal puts an end to “nudifiers” - Renew Europe, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.reneweuropegroup.eu/news/2026-05-07/ai-omnibus-deal-puts-an-end-to-nudifiers>
22. EU’s Digital Omnibus on AI: 7 Key Changes You Need to Know, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.orrick.com/en/Insights/2026/05/EUs-Digital-Omnibus-on-AI-7-Key-Changes-You-Need-to-Know>
23. AI Act State of Play – Key Obligations Postponed and Amended, Alongside New Guidance, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.jdsupra.com/legalnews/ai-act-state-of-play-key-obligations-1721992>

- [/](#)
24. Notes from the AI Governance Center: AI Act Omnibus: What just happened and what comes next?, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://iapp.org/news/a/ai-act-omnibus-what-just-happened-and-what-comes-next>
 25. The Case for Merging Annex I Sections A and B - Table.Briefings, 5月 13, 2026にアクセス、https://table.media/assets/documents/2026.04.13-ai_omnibus-1.pdf
 26. AI omnibus: DIGITALEUROPE welcomes machinery breakthrough but warns medtech left behind, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.digitaleurope.org/news/ai-omnibus-digitaleurope-welcomes-machinery-breakthrough-but-warns-medtech-left-behind/>
 27. Key Points from the AI Omnibus Deal | Tech Law Blog, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.techlaw.ie/2026/05/articles/artificial-intelligence/key-points-from-the-ai-omnibus-deal/>
 28. EU Agree simplification of AI rules (via Passle), 5月 13, 2026にアクセス、
<https://thelens.slaughterandmay.com/post/102ms2v/eu-agree-simplification-of-ai-rules>
 29. EU AI Omnibus Deal Reached: More clarity on AI Act obligations - techUK, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.techuk.org/resource/eu-ai-omnibus-deal-reached-more-clarity-on-ai-act-obligations.html>
 30. How to Prepare for the EU AI Act Deadlines and Requirements - Gerrish Legal, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.gerrishlegal.com/blog/how-to-prepare-for-the-eu-ai-act-deadlines-and-requirements>
 31. Proposed Changes to the EU AI Act – Key Impacts for Non-EU Companies - Waterfront Law, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://waterfront.law/proposed-changes-to-the-eu-ai-act-key-impacts-for-non-eu-companies/>
 32. Seminar Announcement (May 19, June 23, and mid-July 2026: "Latest Trends in EU Digital Regulations and Measures for Japanese Companies"), 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.marunouchi-sogo.com/en/%E3%82%BB%E3%83%9F%E3%83%8A%E3%83%BC%E9%96%8B%E5%82%AC%E3%81%AE%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B%E7%BC%88eu%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E8%A6%8F%E5%88%B6%E3%81%AE%E6%9C%80%E6%96%B0%E5%8B%95/>
 33. [24th Session] Latest Trends in EU Digital Regulations and Measures for Japanese Companies (Seminar Series, Part 2: "GDPR × AI Act, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.marunouchi-sogo.com/en/seminar/%E3%80%90%E7%AC%AC25%E5%9B%9E%E3%80%91gdpr-x-ai-act-%E4%BA%A4%E5%B7%AE%E3%81%99%E3%82%8B%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E8%A6%8F%E5%88%B6%E3%81%B8%E3%81%AE%E6%96%B0%E3%81%9F/>
 34. Global AI Regulatory and Policy Developments: 2025 Update and Implications for 2026, 5月 13, 2026にアクセス、<https://arakiplaw.com/en/insight/2665/>

35. AI Regulation in the EU and Japan: A Practical Guide for Cross-Border Businesses, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://innovationlaw.jp/en/eu-japan-ai-regulation-cross-border-guide/>
36. EU's AI Regulatory Pivot: Digital Omnibus and Simplification Under Pressure, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://bisi.org.uk/reports/eu-ai-regulatory-pivot-digital-omnibus-and-simplification-under-pressure>
37. How global companies can contend with Japan and EU AI guidance, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.grip.globalrelay.com/japans-ai-act-takes-full-effect-contrasting-with-eu-ai-act/>
38. Understanding Japan's AI Promotion Act: An "Innovation-First" Blueprint for AI Regulation, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://fpf.org/blog/understanding-japans-ai-promotion-act-an-innovation-first-blueprint-for-ai-regulation/>
39. EU and Japan accelerate cooperation on AI, data, quantum and chips, 5月 13, 2026にアクセス、
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_978
40. EU AI Act Delayed: The Omnibus Deal Closed on 7 May 2026 - Modulos AI, 5月 13, 2026にアクセス、
<https://www.modulos.ai/blog/eu-ai-act-omnibus-deal/>